特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年5月15日

京都市長 門 川 大 作

- 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要
 - (1) 名称

特定非営利活動法人京都留学生支援機構

(2) 代表者の氏名

福田利生

(3) 主たる事務所の所在地 京都市伏見区深草秡川町 2 4 番地 8

(4) 定款に記載された目的

この法人は,外国人留学生と地域住民の「参加」によるコミュニケーションの機会を提供する国際交流に関わる事業を行うとともに,外国人留学生が日本でよりスキルアップを図るために必要とされる情報の提供と学習支援を実施することで,外国人留学生が日本で安定した生活を送り,日本と世界を結ぶ人材として成長することを支援することを目指し,社会全体の利益に貢献することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年5月2日

(文化市民局地域自治推進室)